

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成16年9月30日(2004.9.30)

【公開番号】特開2003-75778(P2003-75778A)

【公開日】平成15年3月12日(2003.3.12)

【出願番号】特願2001-268069(P2001-268069)

【国際特許分類第7版】

G 02 B 27/28

G 02 B 5/30

G 03 B 21/00

G 03 B 21/14

G 03 B 33/12

【F I】

G 02 B 27/28 Z

G 02 B 5/30

G 03 B 21/00 E

G 03 B 21/14 A

G 03 B 33/12

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月12日(2003.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

図1においては、偏光変換素子4によりS偏光とされた光は、ダイクロイックミラー6によって分解された後もS偏光(・)となっている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

ここで、第2の色選択性位相差板8bと第3の偏光ビームスプリッター11cとの間に第2の1/2波長板10b(不図示)を配置し、第2の1/2波長板10bの遅相軸を透過する偏光方向と同じ方向(偏光状態を変換しない方向)に設定し、Gのときと同じように、第2の1/2波長板10bの遅相軸の傾き調整を行うことで、R,Bの光の偏光方向が第3の偏光ビームスプリッター11cの偏光分離面に対して適切に入射するように調整し、第3の偏光ビームスプリッター11cにおける非投射光の漏れが最小となるようにすることができ、R,Bにおける黒表示の画像調整をすることもできる。\_

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0097

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0097】

以上、本願発明の実施形態について説明を行ったが、上記の第1実施形態(図1)および

第2実施形態(図5)におけるダイクロイックミラー6の代わりに、偏光ビームスプリッターを用いても構わない。その際、色分解する3色の色光の光路を本願実施形態1及び2と同様にするためには、ダイクロイックミラー6の代わりに配置する偏光ビームスプリッターより光源側に、緑色の偏光成分を赤色及び青色の偏光成分と異ならせる特性を有する色選択性位相差板を配置することが必要である。